

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 3015

### ◇ 公 告

- 保留地の売払い【建築都市局整備部区画整理課】 3016
- 大規模小売店舗の廃止の届出【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 3021
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 3022
- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局観光にぎわい部商業振興課】 3027

北九州市告示第405号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年9月8日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問看護ステーション等（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
北九州市戸畑区医師会訪問看護ステーション	北九州市戸畑区正津町2番10号	平成26年9月1日

北九州市公告第749号

保留地を次のとおり公開抽選により売り払うので、公告する。

平成26年9月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件  
別表のとおり
- 2 公開抽選の申込書等の配布場所等
  - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建築都市局整備部区画整理課  
電話 093-582-2469
  - (2) 期間 平成26年9月29日から同年10月10日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時までの間
- 3 公開抽選の申込書の受付場所等
  - (1) 場所 第2項第1号の場所と同じ
  - (2) 期間 第2項第2号の期間と同じ
  - (3) 方法 申込書の提出は、持参によるものとする。
- 4 公開抽選の場所等
  - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎15階 15C会議室
  - (2) 日時 平成26年11月6日（木）の午前9時から、抽選対象保留地の保留地番号順に行う。
- 5 公開抽選に参加することができる者の資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第2条の規定を準用するものとする。
  - (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
    - イ 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
    - ウ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

- エ 法人でその役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
- オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- カ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ケ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- コ 前記アからケまでのいずれかに掲げる者の依頼を受けて公開抽選に参加しようとする者

## 6 土地利用の条件

公募分譲の手引きに示された土地利用の条件を遵守すること。

## 7 抽選申込金の納付、返還及び充当

### (1) 納付

抽選申込希望者は、申込みの際、抽選申込金として、10万円を市に納付しなければならない。

### (2) 返還

抽選申込金は、次に掲げる区分の定めるところにより返還する。ただし、当選者が契約を締結しないときは、抽選申込金は返還しない。

ア 抽選申込有資格決定者（イに掲げる者を除く。）

抽選の日から2週間以内

イ 当選者

契約を締結したとき。

ウ 抽選申込みについて不適格と決定された者

その決定後2週間以内

### (3) 充当

当選者の抽選申込金は、契約保証金に充当することができる。

## 8 契約の締結

当選者は公開抽選結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、北九州市（以下「市」という。）と保留地売買契約を締結しなければならない。

## 9 契約保証金の納付、返還及び充当

### (1) 納付

当選者は、契約締結の際、契約保証金として売買代金の100分の5以上に相当する金額を市に納付しなければならない。

### (2) 返還

契約保証金は、売買代金完納後返還する。ただし、契約者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還しない。

### (3) 充当

契約保証金は、売買代金に充当することができる。

## 10 公開抽選の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、抽選は、無効とする。

(1) この公告に示した公開抽選に参加することができる資格のない者が抽選に参加し、当選したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、抽選に際し不正の行為があったとき。

## 11 公開抽選の中止

(1) 特別の事情がある場合は、抽選を中止し、延期し、又は取り消すことがある。

(2) 前号の場合において、抽選者及び抽選に加わろうとする者が、損失を受けても、市は、補償の責を負わない。

## 12 先着順売払いについて

売払い物件について抽選申込希望者がいないときは、平成26年11月13日の午前10時から先着順に申請を受け付け、随意契約により売り払う。また、当選者及び補欠者が契約を締結しないときは、改めて期日を定めた上、先着順に申請を受け付け、随意契約により売り払う。

## 13 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

### (2) 申込みの無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、申込みは無効とする。

ア 著しく信義に反する行為があった場合

イ 申込受付期間を過ぎて書類が提出された場合

ウ 書類に虚偽の記載があった場合

エ その他公募分譲の手引き等に違反すると認められた場合

(3) 詳細は、公募分譲の手引き等による。

- (4) この公告に係る保留地の売払いを担当する部局の名称及び所在地等  
 北九州市建築都市局整備部区画整理課  
 北九州市小倉北区域内1番1号  
 電話 093-582-2469

別表

番号	保留地番号 (所在)	地積 (㎡)	価格 (円)
1	保留地第66-3号(若松区大字塩屋34街区3)	223.88	10,746,240
2	保留地第66-4号(若松区大字塩屋34街区4)	219.17	10,520,160
3	保留地第66-5号(若松区大字塩屋34街区5)	231.31	11,102,880
4	保留地第66-6号(若松区大字塩屋34街区6)	237.20	11,978,600
5	保留地第66-7号(若松区大字塩屋34街区7)	249.57	12,852,855
6	保留地第66-8号(若松区大字塩屋34街区8)	272.91	13,645,500
7	保留地第66-9号(若松区大字塩屋34街区9)	264.95	13,247,500
8	保留地第78号(若松区大字塩屋100街区4)	640.13	37,767,670
9	保留地第83号(若松区大字塩屋108街区3)	311.57	16,824,780
10	保留地第84号(若松区大字塩屋109街区1)	710.51	42,346,396
11	保留地第85号(若松区大字塩屋110街区9)	719.20	42,432,800
12	保留地第94-1号(若松区大字小敷146街区4-1)	271.54	11,784,836
13	保留地第94-2号(若松区大字小敷146街区4-	263.17	11,421,578

	2)		
14	保留地第94-3号(若松区大字小敷146街区4-3)	258.00	11, 197, 200
15	保留地第95-1号(若松区大字小敷148街区3-1)	231.67	10, 262, 981
16	保留地第95-2号(若松区大字小敷148街区3-2)	231.42	10, 344, 474
17	保留地第136-1号(若松区大字小敷152街区3-1)	220.02	10, 230, 930
18	保留地第136-2号(若松区大字小敷152街区3-2)	220.22	10, 548, 538
19	保留地第139号(若松区大字小敷156街区3)	239.21	12, 223, 631

北九州市公告第750号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年9月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
北九州市小倉南区葛原東四丁目1番17号  
ホームプラザナフコ曾根店
- 2 大規模小売店舗の設置者  
株式会社ナフコ  
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号  
代表取締役 深町 勝義
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
2,365平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる  
日  
平成20年3月24日
- 6 変更する理由  
店舗閉店のため
- 7 届出年月日  
平成26年8月28日

北九州市公告第751号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年9月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイキ黒崎店・デオデオ八幡黒崎店  
北九州市八幡西区東曲里町2番17号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
ダイキ株式会社  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
代表取締役 小島正之  
株式会社エディオン  
広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号  
代表取締役 久保允誉
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
ダイキ株式会社  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
代表取締役 高橋宰  
株式会社エディオン  
広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号  
代表取締役 久保允誉
    - イ 変更後  
ダイキ株式会社  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
代表取締役 小島正之  
株式会社エディオン

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

代表取締役 久保允誉

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ダイキ株式会社

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

代表取締役 高橋宰

株式会社エディオン

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

代表取締役 久保允誉

イ 変更後

ダイキ株式会社

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

代表取締役 小島正之

株式会社エディオン

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

代表取締役 久保允誉

4 変更の年月日

ダイキ株式会社について 平成26年5月26日

5 変更する理由

ダイキ株式会社について 代表者の交代のため

6 届出年月日

平成26年8月19日

7 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

- (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目1番5号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成26年9月8日から平成27年1月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成26年12月29日から平成27年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成27年1月7日までに北九州市産業  
経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第752号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第4項の規定により同法第6条第2項の規定による届出とみなし、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年9月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレッシュ8エブリィ本城店  
北九州市八幡西区御開四丁目8番1号

- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社スーパー大栄  
代表取締役社長 中山勝彦  
北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

- 3 変更する事項  
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前	No.1 建物北側	204.0㎡
	No.2 建物東側	なし
	No.3 建物南側	48.1㎡
	合 計	252.1㎡
イ 変更後	No.1 建物北側	204.0㎡
	No.2 建物東側	75.0㎡
	No.3 建物南側	48.1㎡
	合 計	327.1㎡

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ア 変更前 午前10時から午後7時まで  
イ 変更後 午前8時から午後10時まで

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- ア 変更前 午前10時から午後7時まで  
イ 変更後 午前7時45分から午後10時15分まで

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前 荷さばき施設No.1 24時間

荷さばき施設No.2 なし

荷さばき施設No.3 24時間

イ 変更後 荷さばき施設No.1 午前6時から午後11時まで

荷さばき施設No.2 午後11時から午前6時まで

荷さばき施設No.3 午前6時から午後11時まで

4 変更する年月日

平成26年9月1日

5 届出年月日

平成26年8月27日

6 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目1番5号

北九州市八幡西区役所総務企画課

7 縦覧期間

平成26年9月8日から平成27年1月7日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成26年12月29日から平成27年1月3日までの日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成26年1月7日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第753号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成26年9月8日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス春日台店  
北九州市八幡西区春日台六丁目900番2 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 宇野正晃  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 宇野正晃  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成27年4月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,132平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
91台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
11台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
36平方メートル
  - (4) 廃棄物の保管施設の容量  
12立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

平成26年8月29日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目1番5号

北九州市八幡西区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成26年9月8日から平成27年1月7日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成25年12月29日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成27年1月7日までに北九州市産業経済局観光にぎわい部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見